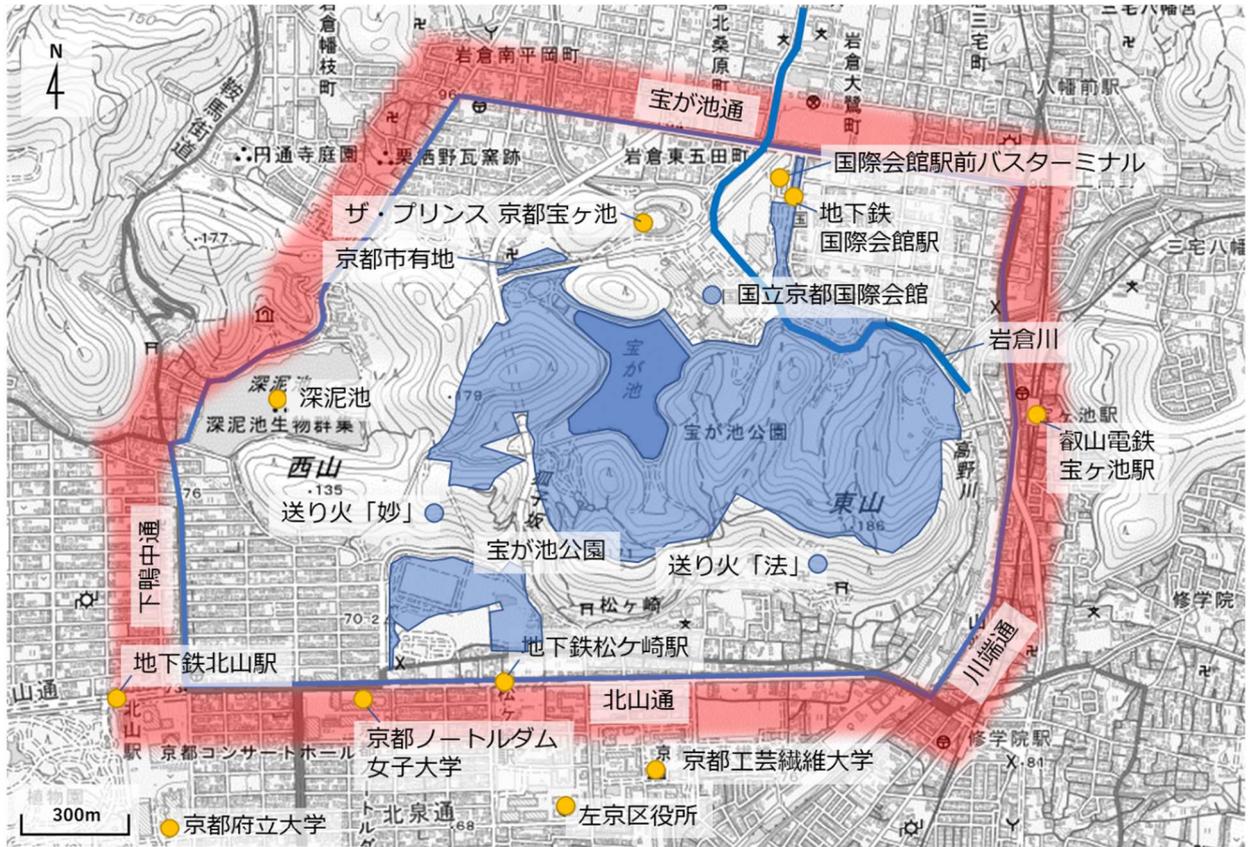


宝が池公園を拠点としたエリアマネジメント試行業務 仕様書

1 対象エリア

宝が池公園及びその周辺エリア（下図を目安とする）



出典：国土地理院ウェブサイト

< 凡例 >

- 対象エリア
- コアエリア
- 主な地域資源

2 主な業務等について本市が想定する時期

時期	令和4										令和5～		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
エリアマネジメント試行			準備会		準備会	試行事業			準備会		エリアプラットフォームの本格稼働		
未来ビジョン													未来ビジョンの策定
トライアル事業※1	通年実施											状況により継続を検討	
サウンディング※2	対話	公表	結果を踏まえた検討										

※1：「公民連携 公園利活用トライアル事業」（おそとチャレンジ）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000296019.html>

※2：宝が池公園の持続可能な公園運営に資する公民連携事業に向けたサウンディング型市場調査

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000296166.html>

3 業務の内容

(1) エリアマネジメント推進のための枠組みの先進事例調査

本業務を遂行するにあたって有意な事例等に関する専門家及び実務者等へのヒアリング等（ウェブ媒体から拾える程度の情報収集は本業務に含まない）

(2) エリアマネジメント推進のための枠組みの検討

活動内容

エリアプラットフォームの座組み

事務局が担う業務

資金調達システム

持続可能な運営体制・システム（組織規約、危機への対応体制含む）

地域資源を継続的に掘り起こしていく仕組み

(3) エリアプラットフォームの構築に向けた支援

専門家（3名程度。受託者が提案し本市と協議のうえ決定すること。本市が調整のうえ専門家を指定した場合はこれに従うこと。）を招聘し、エリアプラットフォームの構築に向けた準備会を3回程度開催

エリアプラットフォームの構築に向けた地域の理解促進や機運醸成のため、地域団体等への説明資料を作成

エリアプラットフォームによる自立した運営開始までに必要な作業をリストアップ

したロードマップを作成

なお、専門家への謝礼及び旅費の支払いも本業務の委託範囲とする。

※専門家への謝礼及び旅費の本市基準

謝 礼：日額10,000円

交通費：京都市旅費条例に定める額（東京駅から招聘する場合、28,220円）

宿泊費：1夜につき13,100円

(4) エリアプラットフォームの構築に向けた試行事業の企画と運営

イベントのテーマ設定、登壇者の打診、会場設営準備、機材準備等、想定する内容：

「令和4年度 公民連携 公園利活用トライアル事業」の採択事業のうち適切な事業や、地域や市民団体等多様な主体が企画・運営するイベントを組み合わせたイベントの進行管理を行う。

また、その一環で、受託者が主体となって、公園を拠点としたまちづくり実践者を登壇者としたトークセッション等を行い、もっと自由な公園の使い方や楽しみ方があることを市民に伝える。

また、宝が池エリアの理想像を、エリアマネジメントを通じて多様な主体で検討・行動することの有用性を市民に広報するとともに、参画を促す。

(5) 啓発事業の企画と運営

2回程度実施

地域資源を掘り起こしながら、多様な主体が公園の運営に自発的に関わりたいと思えるような空間づくりや仲間づくりを企画・運営するとともに、エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定に向けて必要な意見・アイデアを整理する。

準備会及び試行事業との連携を検討

想定する内容：

既存の公園利活用プログラムを実施している実績を持つ組織（顔が見える組織）を主役としたワークショップとし、エリアマネジメントに参画意欲を持つ新たな主体（プレイヤー）の掘り起こしにつなげる。

試行事業を通して得られた成果を定量・定性的に評価するための意識調査等を行い、併せてエリアマネジメントに向けた啓発を行う。

(6) 宝が池公園及びその周辺エリアの未来ビジョン検討準備業務

試行事業等を通して、未来ビジョンの方向性を検討

宝が池公園等パブリックスペースの利用ルールの素案検討

未来ビジョン策定までに必要な作業のロードマップを作成

(7) その他の業務

業務の実施のための全体工程表の策定及び工程表に基づく業務の推進

会議の準備・運営（関係者調整・日程調整、資料作成、ファシリテート、摘録作成）

実施結果の取りまとめ及び課題整理

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

4 その他

- (1) 本業務の実施は、関係法令を遵守して行うこと。
- (2) 受託事業者は円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (3) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。
- (4) 受託事業者は、本業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受託事業者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (6) 本業務の成果物の著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市の決定に従うこと。